

2019年度 大規模災害支援事業実施要領

「平成30年7月豪雨」「平成30年北海道胆振東部地震」等におきまして被災された皆様ならびに関係者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。一般社団法人日本看護研究学会では、委員会規程第2条（目的）、第4条（活動事項）に基づき、被災された看護学生の就学継続ならびに本学会会員の看護学研究者の研究継続を支援するため、大規模災害支援事業を実施しております。支援金の種類は、＜1. 看護実践・教育・研究・修学支援金＞ ＜2. 本学会年会費＞ ＜3. 本学会学術集会参加費＞です。

2019年度前半期の実施要領は以下のとおりです。

該当する本学会会員の方はどうぞ自己申請をしてください。また、会員の皆様におかれましては、本事業の趣旨に該当する看護学生の方がいらっしゃいましたら、是非ともご推薦をお願いします。

◆ 実施要領

I 申請の方法

申請する支援金等に関する必要書類と添付書類を同封し、事務局に郵送して下さい。

1. 必要書類

< 1. 看護実践・教育・研究・修学支援金 >

1) 看護学生（非会員の大学院生を含む）の場合

- ・災害発生時にすでに会員であった本学会会員からの推薦により申請する。
- ・別紙申請書（様式1）に必要事項を記入し、推薦者、受給候補者とも署名・押印のうえ、以下の必要書類を添えて事務局（本委員会委員長あてに）へ郵送で申請する。

- 大規模災害支援事業支援金申請書（様式1/Word形式ファイルまたはPDF形式ファイル）
- 在籍証明書等 必要書類（2. 添付書類参照）

2) 本学会会員の場合（大学院生を含む）

- ・災害発生時にすでに会員であったことを条件とし、自己推薦により申請する。
- ・別紙申請書（様式2）に必要事項を記入し、署名・押印のうえ、以下の必要書類を添えて事務局（本委員会委員長あてに）へ郵送で申請する。

- 大規模災害支援事業支援金申請書（様式2/Word形式ファイルまたはPDF形式ファイル）
- 在籍証明書等 必要書類（2. 添付書類参照）

< 2. 本学会年会費 および 3. 本学会学術集会参加費 >

- ・災害発生時にすでに会員であったことを条件とし、自己推薦により申請する。
- ・別紙申請書（様式2）に必要事項を記入し、署名・押印のうえ、以下の必要書類を添えて事務局（本委員会委員長あてに）へ郵送で申請する。

- 大規模災害支援事業支援金申請書（様式2/Word形式ファイルまたはPDF形式ファイル）
- 在籍証明書等 必要書類（2. 添付書類参照）

2. 添付書類（(1)～(3)はいずれも共通、(4)は、年会費・学術集会参加費の支給を希望する場合のみ）

- (1) 在籍又は在職証明書
- (2) 居住地域証明書
- (3) 罹災証明書または罹災届出証明書、被災証明書または被災届出証明書でもよい。（昨年度提出済みの場合は不要。その旨を記載すること。）
- (4) 本学会2019年度年会費、本学会第45回学術集会の参加費については、支払いを証明する書類

※必要書類の添付が遅れる、または不可能な場合は、その理由を様式の「その他」に具体的に記載することによって、提出を省略することができる。

※推薦者は、被災による学業生活（経済面）への影響について、本人からの情報によって記述すること。

※書類に記載された個人情報、厳重に管理し、本事業の目的以外には使用しないことを遵守する。

3. 郵送先住所

〒170-0002

東京都豊島区巢鴨 1-24-1 4F

株式会社 ガリレオ 学会業務情報化センター内

一般社団法人日本看護研究学会事務局

4. 締切日

2019年6月末日

(本学会第45回学術集会の参加費については、2019年8月末日とする。)

II. 支援金の種類と支給額

< 1. 看護実践・教育・研究・修学支援金 >

- ・被災状況に応じて最高額を20万円として、委員会が配分案を審議し理事会で決定する。
- ・同一の災害による被災に対しては、年度ごとの支給を可能とする。ただし、同一年度内での同一者に対する複数回の支給はしない。

< 2. 本学会年会費 および 3. 本学会学術集会参加費 >

原則として、それぞれの全額とする。

※申請状況、支援金の状況に応じて、受給者数を決定する。

受給者の選考と決定

- ・委員会は申請書に記載された被災状況と推薦または受給希望理由によって審議し、支給が適切と判断される候補者を選考し、支給額とともに理事会へ推薦する。
- ・理事会は委員会からの推薦を基に、受給者を決定する。